

南城市告示第101号

南城市防災士資格取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月1日

南城市長 古謝 景春

南城市防災士資格取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、防災士の資格を取得しようとする者に、南城市防災士資格取得補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、南城市補助金交付規則(平成18年南城市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。)により防災士として認証登録を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 南城市自主防災組織補助金交付要綱(平成25年南城市告示第8号)第2条の規定により自主的に結成した組織で、市長が認めた組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 南城市に在住している中学生以上の者
- (2) 南城市及び自主防災組織等の開催する防災訓練等に積極的に参加する意思のある者で、防災士認証登録後に南城市防災サポーター登録申請書(様式第1号)を南城市へ提出できる者
- (3) 日本防災士機構による防災士認証登録を受けることができる者
- (4) 納期の到来した市税等を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者を、補助の対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士養成研修講座受講料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1号から第3号までに定める補助対象経費のうち、現に要した経費の合計に相当する額で、上限額を3万円とする。ただし、予算の範囲を超えた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講しようとする30日前までに、南城市防災士資格取得補助金交付申請書兼宣誓書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年の場合は、保護者による同意を得なければならない。

(1) 防災士養成研修講座を受講することを証する書類

(2) 第4条に規定する補助対象経費の支払を証する書類

(3) 申請者の生年月日及び南城市に在住していることが確認できる書類

(4) 市税完納証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号については、申請者が市税等に関する調査に同意し、本市において公簿等で事実が確認できる場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、南城市防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(内容変更等)

第8条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付決定通知を受けた後において、交付申請を行った内容を変更又は中止しようとする場合は、南城市防災士資格取得補助金（変更・中止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を承認した場合は、南城市防災士資格取得補助金（変更・中止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、日本防災士機構により防災士の認証登録がされたときは、その登録の日から30日以内に南城市防災士資格取得補助金実績報告書（様式第6号）に、防災士証又は防災士認証状の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、南城市防災士資格取得補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、南城市防災士資格取得補助金交付請求書（様式第8号）に、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日以内に、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） この告示の規定に違反したと認められるとき。

（活動努力）

第13条 この告示により補助金の交付を受けた者は、南城市が実施する防災活動や自主防災組織などが行う防災訓練等への参加に努めなければならない。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。